

鴨川市青少年研修センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市条例第10号

鴨川市青少年研修センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例

鴨川市青少年研修センターの設置及び管理に関する条例(平成17年鴨川市条例第88号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。